

議案第41号

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年2月22日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前

(特殊勤務手当の種類)

第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1)～(17) 略
- (18) 銃器等犯罪捜査手当
- (19)・(20) 略

(銃器等犯罪捜査手当)

第21条 銃器等犯罪捜査手当は、職員が防弾装備を着装し、武器を携帯して行う次に掲げる作業に従事したときに支給する。

- (1) 銃器若しくは銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第3条第1項に規定するクロスボウ（以下「銃器等」という。）又は銃器等と思料されるものを使用している犯罪現場における犯人の逮捕の作業又はこれに相当すると人事委員会が認める作業
- (2) 銃器等を所持する犯人の逮捕の作業
- (3) 第1号に掲げる作業又は前号に掲げる作業（銃器等を使用した犯人の逮捕の作業に限る。）に付随して行う固定配置の作業

(特殊勤務手当の種類)

第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1)～(17) 略
- (18) 銃器犯罪捜査手当
- (19)・(20) 略

(銃器犯罪捜査手当)

第21条 銃器犯罪捜査手当は、職員が防弾装備を着装し、武器を携帯して行う次に掲げる作業に従事したときに支給する。

- (1) 銃器又は銃器と思料されるものを使用している犯罪現場における犯人の逮捕の作業又はこれに相当すると人事委員会が認める作業
- (2) 銃器を所持する犯人の逮捕の作業
- (3) 第1号に掲げる作業又は前号に掲げる作業（銃器を使用した犯人の逮捕の作業に限る。）に付随して行う固定配置の作業

(4) 銃器等が使用された暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の対立抗争事件に伴う暴力団の事務所又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）の居宅に対する張付警戒の作業

(5) 暴力団若しくは暴力団に類する組織又は銃器等を使用するおそれのある者による危害を防止するために保護を受ける者の身辺警護又は居宅等に対する張付警戒の作業

2 略

(併給禁止)

第25条 同一の日において、次に掲げる手当が支給される作業のうち2以上の作業に従事した場合にあっては、これらの作業に係る手当のうち手当の額が最も高いもの（これらの手当の額が同額である場合にあってはこれらの手当のいずれか、手当の額が最も高いものが2以上ある場合にあっては当該手当の額が最も高いもののいずれかとする。）のみを支給する。

(1)～(11) 略

(12) 銃器等犯罪捜査手当

(4) 銃器が使用された暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の対立抗争事件に伴う暴力団の事務所又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）の居宅に対する張付け警戒の作業

(5) 暴力団若しくは暴力団に類する組織又は銃器を使用するおそれのある者による危害を防止するために保護を受ける者の身辺警護又は居宅等に対する張付警戒の作業

2 略

(併給禁止)

第25条 同一の日において、次に掲げる手当が支給される作業のうち2以上の作業に従事した場合にあっては、これらの作業に係る手当のうち手当の額が最も高いもの（これらの手当の額が同額である場合にあってはこれらの手当のいずれか、手当の額が最も高いものが2以上ある場合にあっては当該手当の額が最も高いもののいずれかとする。）のみを支給する。

(1)～(11) 略

(12) 銃器犯罪捜査手当

附 則

この条例は、公布の日から施行する。